

# 稲城市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱

令和4年4月27日

市長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害の予防、駆除等の対策を行った者に対し、当該対策に要する経費について、予算の範囲内において稲城市ナラ枯れ対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、稲城市内におけるナラ枯れ被害の拡大を防止し、自然環境の保全に寄与することを目的とする。その交付については、稲城市補助金等交付規則(昭和40年稲城市規則第69号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 対策事業 民有地におけるナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害の拡大を抑制するため、未被害若しくは微被害のナラ枯れに対し枯死を防ぐための予防又はナラ枯れ被害のあった樹木の殺虫、処理等による駆除を、それらが可能な業者に委託し実施することをいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、稲城市内の土地を所有し、又は管理する者(営利を目的とする法人を除く。)で、当該土地に係る対策事業につき、次条に規定する補助対象事業を業者に委託し実施したものとする。

## (補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる対策事業の内容及び補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助の対象となる対策事業	補助金の額及び限度額
予防	樹幹注入(殺菌剤の注入) 粘着剤・殺虫剤散布 資材・粘着シート被覆	対策事業に要する経費とし、 20万円を超えない額とする。

<p>駆除</p>	<p>伐採（破碎・割材等処理）</p> <p>※伐採は、ナラ枯れ被害により枯死し、倒木、落枝等のおそれのある樹木を対象とする。</p> <p>伐倒くん蒸</p> <p>立木くん蒸</p> <p>おとり丸太法</p> <p>おとり木トラップ法</p>	<p>対策事業に要する経費に2分の1を乗じた額とし、20万円を超えない額とする。</p>
-----------	--	--

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。
- 3 補助金の額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 予防及び駆除の両区分は、同時に申請することができる。この場合において、補助金の限度額は、20万円とする。
- 5 同一年度の対策事業に係る補助金の交付申請は、一年度につき1回限りとする。  
(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、稲城市ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対策事業の内容及び経費が確認できる書類（業者が作成した見積書等の写し）
- (2) 対策事業の実施箇所を示した案内図
- (3) 区分が予防である場合は未被害又は被害状況等が分かる写真、区分が駆除である場合は被害状況等が分かる写真
- (4) 交付対象者が土地を管理する者の場合は、土地所有者の同意書（様式第2号）
- (5) 補助対象事業地が共有である場合にあっては、共有者全員の同意書（様式第2号）及び共有者届（様式第3号）
- (6) 業者の建設業許可書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助の対象となる対策事業であることが確認できる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、書類の審査及び現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定したときは、稲城市ナラ枯れ対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により当該事業を変更又は中止しようとするときは、稲城市ナラ枯れ対策事業補助金変更交付申請書(様式第5号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該事業の変更又は中止を承認し、又は承認しないときは、稲城市ナラ枯れ対策事業変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(指示及び検査)

第8条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な指示をし、又は書類等の検査を行うことができる。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、対策事業の完了後、速やかに稲城市ナラ枯れ対策事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 対策事業に係る業者との契約書又はこれに代わる書類の写し
- (3) 対策事業に要した経費の明細書の写し
- (4) 対策事業に要した経費の領収書の写し
- (5) 対策事業の実施前、実施中及び実施後の写真並びに撮影箇所を示した案内図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書を審査して補助金の額を確定し、稲城市ナラ枯れ対策事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、稲城市ナラ枯れ対策事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(書類の整備及び保管)

第 14 条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対策事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該対策事業の完了の日の属する年度の翌年から 5 年間保管しておかななければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市環境整備部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。